

件 名	8陳情第8号 憲法99条に定める憲法尊重擁護義務の厳守を国に求める意見書の提出を求める陳情
【要 旨】 日本国憲法第99条は、内閣総理大臣その他の国務大臣をはじめとする公務員に対し、憲法を尊重し、擁護する義務を課しています。国民の政治に対する信頼を守るためにも、国に対して日本国憲法第99条に定める憲法尊重擁護義務を厳守するよう求める意見書を提出してください。 【理 由】 憲法改正の発議権は、憲法第96条によって、国会には認められていますが、総理大臣および内閣には認められていません。 しかし、近年では総理大臣、国務大臣から憲法改正に向けた具体的な発言や議論がすすめられていることに、様々な意見や懸念が示されています。 内閣には憲法改正の発議権が認められておらず、憲法99条により尊重擁護義務が課されています。こうしたなかで、行政権を担う内閣が改憲を政権の重要課題として積極的に推進する姿勢は、国民に疑念を抱かせる要因となっています。 私たち東京土建一般労働組合西多摩支部は西多摩地域で3900人の組合員とともに、「平和でこそ建設業は成り立つ、二度と戦争のための工事をしない」ことを掲げ、日本国憲法の平和主義と基本的人権を守ることを組合の綱領で定めて、憲法を守る活動を行っています。 憲法を守る立場から、国民の疑念や不安を解消し、政治の信頼を守るためにも、国に対して日本国憲法第99条に定める憲法尊重擁護義務を厳守するよう求める意見書の提出をお願いします。	

※原文のまま掲載しています。